

## 熱海市障害者控除対象者認定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号の規定により福祉事務所長が行う認定（以下「障害者控除対象者認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 障害者控除対象者認定を受けることができる者は、本市に住所を有する65歳以上で別表に該当する者とする。

(申請)

第3条 障害者控除対象者認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号）に所定の事項を記入し、福祉事務所長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 福祉事務所長は、前条の申請を受付したときは、審査し、障害者又は特別障害者に準ずる者と認めるときは、障害者控除対象者認定書（様式第2号）を、障害者又は特別障害者に準ずる者と認められないときは、障害者控除非該当通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の決定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認定を受けている者  
当該申請に係る認定基準日の属する期間に係る介護認定が行われた際の要介護認定情報（認定調査票）により行う。
- (2) 前号に掲げる者以外の者  
医師意見書（様式第4号）により行う。

(認定基準日)

第5条 障害者控除対象者認定は、当該控除をする年の12月31日を基準日とする。ただし、障害者控除の認定にかかる対象者が同年途中において死亡又は出国している場合は、死亡又は出国した日とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月8日から施行する。

別表（第2条関係）

1 要介護認定等を受けている者

障害者区分	認定区分	判定基準
障害者	知的障害者（軽度又は中度）に準ずる者	要介護認定が要介護1以上に該当し、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡからランクMまでに該当すること。
	身体障害者（3級から6級まで）に準ずる者	要介護認定等が要介護1以上に該当し、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がランクAからランクCまでに該当すること。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる者	要介護認定が要介護3以上に該当し、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢからランクMまでに該当すること。
	身体障害者（1級又は2級）に準ずる者	要介護認定が要介護3以上に該当し、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がランクB又はランクCに該当すること。

備考 障害者区分が重複する場合は、特別障害者として認定する。

2 要介護認定等を受けていない者

障害者区分	認定区分	判定基準
障害者	知的障害者（軽度又は中度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ又はランクⅢと医師が認めること。
	身体障害者（3級から6級まで）に準ずる者	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第25号）別表第5号）において3級から6級ま

		でと同程度の障害であると医師が認めること。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅣ又はランクMと医師が認めること。
	身体障害者（1級又は2級）に準ずる者	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）において1級又は2級と同程度の障害であると医師が認めること。
	寝たきり高齢者	6月以上程度臥床し、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がランクB又はランクCと医師が認めること。